

回答票

質問番号	質問内容	回答
1	・建設時のICT設備等を導入したいと考えているが、新規開設事業所は介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金等の対象となりますか？	・千葉県介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金(5年度)については、介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者が対象事業者となりますので、指定を受けた後に申請が可能になります。(令和6年度以降の募集要件等は未定です。)
2	・建設予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当した場合、調査等を行う事となると思うが、応募時についてはどの段階まで終了していればよいですか？要綱にあるとおり、令和8年度使用できる用途がたっていればよいのでしょうか？	・応募時には、担当部署の指摘事項等を踏まえ施設建設予定地事前協議報告書の作成をお願いします。必要に応じて試掘調査等が必要となりますので準備をお願いします。